

筑後国久留米藩の藩札：享保期以前の事例研究

松下，志朗

<https://doi.org/10.15017/4491816>

出版情報：経済學研究. 55 (1/2), pp.231-245, 1989-10-10. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

筑後国久留米藩の藩札

—— 享保期以前の事例研究 ——

松下 志朗

はじめに

久留米藩の藩札については、私達はすでに多くの先行研究の蓄積を有している。その嚆矢となったのは、作道洋太郎「久留米藩における藩札発行事歴」⁽¹⁾である。内容は藩札発行の動機・組織・方法・影響と、藩札の種類・通用力・通用力維持対策について述べているが、久留米藩々札の歴史が長期にわたっているので、近世初期・中期・後期に区分して論じている。

その後、作道洋太郎はその著書『日本貨幣金融史の研究』に前引論文を収録するに際して、久留米藩の藩札を純粹領国型における近世信用通貨として位置づけた。藩財政との深い関係に注目し、領主権力の強大さに藩札発行が刻印されているところを明らかにしているが、その結論において、(1) 藩札は兌換紙幣か否か、(2) 流通貨幣か財政貨幣か、(3) 国家紙幣としての性格という三本の柱をたてて、問題を提起している。

その問題提起は、作道洋太郎自身によって「近世信用通貨の地域類型」⁽²⁾として体系的に答えられることとなる。すなわち純粹領国型・特殊

領国型・非領国型において藩札がもった機能を明らかにし、封建社会における信用通貨の複合的性格が論じられたのである。もちろん作道の関心は多岐にわたっており、藩札の分析のみにとどまらず近世日本における流通構造を全体的に把握しようとするものであるから、そのなかから久留米藩の藩札発行についての分析のみを取り上げることは問題の矮小化のそりを免れないが、筆者の能力の限界からここでは藩札発行の面に限定して検討したい。すなわち藩札が近世信用通貨としてどのような機能と構造をもつか論じるのではなく、あく迄も事例研究に徹しておきたい。それは従来の久留米藩経済史の研究⁽³⁾において、藩札流通史分析のモノグラフがまだ充分であるとは考えられないからである。

一 近世初期の藩財政と藩札

1. 磯部勘平の「存寄書」

久留米藩において藩札への関心はすでに寛文期からみられる。

輕輩ながら第2代藩主忠頼の側室を姉にもち、寛文元年(1661)以降御勘定奉行・御勘定方吟

(1) 九州大学『経済学研究』第17巻第2号(1951年刊)。のち補訂されて『日本貨幣金融史の研究』(未來社、1961年刊)に収録された。

(2) 作道洋太郎『近世封建社会の貨幣金融構造』(塙書房、1971年刊)。

(3) 他に久留米藩々札の研究として、百田米美『筑後の藩札』(九州貨幣史学会、1979年刊)、『久留米市史』第2巻(久留米市、1982年刊)などを挙げる。

味役をつとめ、寛文9年(1669)には病中の馬淵加兵衛に代わって印銭奉行・御家中簡略裁判の職にあった磯部勘平⁽⁴⁾が、寛文9年より同11年にわたって4回「存寄書」⁽⁵⁾を提出して藩政の改革を求めている。

第1回目は、寛文9年己酉5月26日有馬壱岐・同左門・同内記・同内蔵助・同豊前の5家老宛であり、内容は在郷酒造の禁止、百姓奢侈の規制、在方女性の風俗改善、間引の禁止、切畠の禁止、日用賃の引下げ、上方買物の持帰り禁止など10カ条に及んでいるが、それらの藩初における自然経済への復帰策は他方ではようやく顕著となってきた家老間の不和を戒しめるものでもあった。当時久留米藩では有馬壱岐と有馬豊前の二派に分れてことごとくに反目しており、磯部勘平の「存寄書」によれば、「只今ノ体ニテハ御中間之下々にても口論等仕出しハハ、上々之言事ニ成、御家中ニツニわれ、御家之大事ニも及可申哉ト被存」状態であった。

第2回目の「乍惶申上覚」は、寛文10年庚戌5月6日、第1回目と同様家老5人宛に提出されているが、ここでは役務伝達機構の整備、役人数の削減、江戸詰藩士の奢侈並びに借銀の規制、目安箱の設置など、専ら家臣団統制の方策を論じている。

第3回目は寛文11年辛亥5月6日、前回同様5人の家老宛に提出されたが、そこでは検約令を厳守することのみに筆を費し、このままでは「御家中衆知行物成之内三分の一カ四分の一被召上ハ様成事不被遊ハ、江戸御賄被為続間敷ト奉存ハ」としている。この上米策は、その後延宝3年(1675)には実施をみることとなる

が、他に方策も立たないまま以後安易な形でこの上米令はくり返し出されることとなる。

ところで第4回目は寛文11年辛亥5月24日有馬壱岐を除く4人の家老宛提出されたが、ここでも又支出切詰め策や百姓救米制、夏物成の銀納化、水利関係の見立奉行の設置など農村対策を中心に立案されているが、しかし注目されるのは、藩札の発行を示唆しているところである。関係個条を次に挙げよう。

一、御領分中銀子之取遣を札ニ被成ハハ、御領分へ入付程ノ銀子ハ大かた御蔵へ納り申寄ニハ、左ハハ、上方之御借米返弁被成、御家中衆をも御すくい被成ハ事、いか様ニも、成可申ハ、尾張様・越後様なども御勝手成不申ニ付而、札遣ニ被仰付ハ由申ハ、大和国などハ昔々札遣ニ而御座ハと申ハ、其外札遣ハ所多くハ由承ハ、此義ハ公義御老中様ニ被為得御内意ハ而被成ハ事之由、承申ハ、相調ハハ早々しるし見ハ申事御座ハ事

この磯部勘平の藩札に対する認識は、藩財政の実務担当者であるだけに的確なものである。

藩札の発行状況について、寛文元年福井藩と寛文6年名古屋藩の事例を挙げ、大和国における吉野の下市や今井町の札遣いなどについてまで言及している。さらに藩札の発行に即効性があることなど、藩財政の赤字に悩む実務担当者の切実な思いが込められていると言えよう。

2. 初期の藩債

そこで以下磯部勘平が勘定奉行など財政方役人として活躍した寛文期を中心にして、久留米藩の藩財政事情を検討してみる。

まず初代藩主豊氏の時代の廻米は、600石前後の江戸廻米(藩主・家臣の飯米用)と1000石、2000石前後の大坂廻米(大坂・京都の借銀返済

(4) 「御家中略系譜」巻之一(篠山神社蔵)。

(5) 篠山神社蔵。『久留米小史』巻ノ十五(戸田乾吉、1895年刊)に収録。

用) とに分れるが⁽⁶⁾、第2代藩主忠頼の正保・慶安・承応期は、若干様相を異にしてくる。寛永20年(1643)代替りの法令をみると、地方機構の整備や勸農策において積極的姿勢がみられるが、それは土免制の採用と運上銀賦課の体系整備による藩財政の安定策のためであった。そのことを反映しながら他方では大坂米相場の変動にあわせて大坂廻米量が調節されるようになる。それは金鉱山における地払米の増加や運上銀・商品作物販売代銀など蔵銀送金高の増加をも意味するものであった。

明暦元年(1655)忠頼の不慮の死によって、第4代藩主としてわずか3才の頼利が登場したが、当時迄の度重なる公儀普請手伝いの負担や江戸入用・参勤交代費用などによる藩財政の窮迫が顕著となってきた。前引の磯部勘平の「存寄書」もそのひとつの対策であるが、藩財政の具体相からみると、万治年間には2,3万俵の大坂廻米が記録されるようになる⁽⁷⁾。たとえば万治3年(1660)の場合3万5620俵の廻米が予定されているが、それは表1にみられるような上方借銀の返済に充てられるものであったろう。表2も表1と同年度の無尽銀の書上高であるが、500貫目を超す借銀である。もちろん借銀ないし廻米代銀の大部分は江戸入用銀として転送される性格のものであった。

江戸入用銀については「当辰年(寛文4年)江戸御入用銀積目録、大坂三浦安右衛門へ差越へ由、勘定奉行差出、九百貫目之内云々」とあり、年間千貫目前後の銀を必要としていたかと考えられる。寛文7年(1667)の記事には、次のように記されているところも注目されよう。

(6) 「古代御直書写」(有馬泰生家文書)。

(7) 「古代日記書抜」(有馬泰生家文書)。

以下特に断わらない限り同一史料による。

表1 万治2年の借銀高

| 元 銀 | 利 銀 | 銀 主 |
|----------|------------|---------|
| 21貫目 | 2貫230目2分 | 鎚屋 宗瑞 |
| 30. | 3. 240 | 清水 久古 |
| 53. 300 | 5. 756. 4 | 塗師屋固斎 |
| 100. | 10. 800 | 井川 寿斎 |
| 30. | 3. 240 | 本阿弥市郎兵衛 |
| 10. | 1. 080 | 志水久左衛門 |
| 50. | 5. 400 | 吉文字屋寿清 |
| 10. | 1. 080 | 鶴屋市兵衛 |
| 304. 300 | 32. 826. 6 | 当夏暮 計 |

史料：「古代日記書抜」

表2 万治2年の無尽銀

| 元 銀 高 | 銀 主 |
|------------|----------|
| 30貫目 | 久保三郎右衛門 |
| 30. | 井筒屋三郎左衛門 |
| 20. | 久須見権兵衛 |
| 20. | 平岡久右衛門 |
| 20. | 和久屋九郎右衛門 |
| 10. | 那波屋常吉 |
| 40. | 那波屋常有 |
| 30. | 天王寺屋五兵衛 |
| 30. | 久保三郎右衛門 |
| 40. | 天王寺屋五兵衛 |
| 70. | 那波屋常有 |
| 20. | 茶屋四郎左衛門 |
| 20. | 平野屋佐兵衛 |
| 61. 660 | 那波屋常有 |
| 20. | 天王寺屋五兵衛 |
| 33. 510 | 三木七左衛門 |
| 元利 33. 900 | 三木七左衛門 |
| 538. 170 | 計 |

史料：「古代日記書抜」

江戸御不断方御用銀七百貫目之内、先日差上へ百六拾貫目共ニ只今迄五百六拾貫目江戸着、御不断方之内残而百四十貫目、御作事方御入用銀四百貫目御屋敷御焼失後、御長屋御取建。此四百貫目ニ而東北御長屋追々出来之段申来へ都合五百四十貫目追々当年中可差出へ様、磯部勘平江申渡へ

この記事による限りは江戸藩邸における経常支出は銀700貫目を予算計上していたようであるが、藩邸焼失などの臨時支出が必要となると、

銀額は1000貫目をはるかに超えることとなる。
その江戸送銀に備えてのものであろうか、国元でも表3のように寛文期当初は蓄蔵するところがあった。

しかし寛文10年代に入ると、久留米藩財政は

表3 御城御蔵立銀

| 年 代 | 銀 額 |
|----------|-------------|
| { 寛文 1 年 | 574貫057匁 |
| " " | 892. 714. 1 |
| 寛文 2 年 | 1000. |

史料：「古代日記書抜」

表4 江戸・大坂1カ年入用費

| | 銀 額 | 内 容 | |
|-------------------|------------|----------------------|--|
| 寛 文 10 年 | 歳 出 | 556貫850目 496. 790 | 当年上方御返銀高 " 江戸御扶持方米代銀 |
| | | 1053. 640 | 小 計 |
| | 歳 入 | 709. 020 | { 内 米 35,880俵 (12匁撫し～原文のまま) 大豆10,380俵 (13匁撫し) |
| | 差引残 | - 344. | 差引不足 |
| 寛 文 11 年 | 歳 入 | 900. | 御米6万俵余 (米16匁, 大豆12匁にて) |
| | 歳 出 | 600. | 当亥年江戸御遣銀不足 |
| | | 700. | 来子年江戸御遣銀高 |
| | | 700. | 当亥暮上方御借銀御返弁分 |
| | | 100. | 当亥暮上方ニ而諸事御用銀 |
| | 420. ~430. | 来子年江戸御扶持方米代銀 | |
| | 2530. 余 | 小 計 | |
| 差引残 | -1630. | 御拂米代銀 (900貫目) 差引不足 | |

史料：「古代日記書抜」

破局的状況を示すようになる。

表4は寛文10年(1670)・同11(1671)年の江戸・大坂の入用を書き上げたものであるが、その前書には「但、江戸大坂江被申越、書付差出外等之処、大坂ニ而ハ知レ兼ハ間、爰許へ申来ハ由也」とあって、江戸・大坂での的確に掌握している数字ではないことがしられる。ところで表中寛文11年分は翌年(子年)分が計上されているので、その分(1120~30貫目)を差し引いて考えると500貫目の不足となる。同様なことは寛文10年についても指摘できる。寛文10年分は差引不足344貫目としているが、その但書に「尤江戸・大坂御遣金ハ此外」とあり、それを

表5 国元久留米の入用銀

| 銀 額 | 内 容 |
|----------|----------------|
| 267匁 | 神社御奉納銀 |
| 3貫346匁余 | 御使者・侍衆并足輕役人造用銀 |
| 31. 891 | 御配当銀并御合力銀 |
| 5. 560 | 借船運賃銀 |
| 63. 088 | 江戸行衆拜領銀 |
| 10. 068 | 夫銀造用銀 |
| 46. 363 | 品々御調物代銀 |
| 32. 060 | 御作事方御船作事方御買物代銀 |
| 15. 424 | 大工作料銀 |
| 4. 225 | 御船大工作料銀 |
| 570 | 畳屋作料銀 |
| 3. 522余 | 鍛冶作料銀 |
| 952余 | 桶屋籠屋作料銀 |
| 824 | かや屋根葺賃銀 |
| 12. 296余 | 石屋賃銀 |
| 230. 456 | 計 |

史料：「古代日記書抜」

合算して考えると、1000貫目を超す不足高が生じるであろう。表4の数字には勿論国元での諸経費は計上されていない。寛文11年(1671)亥8月晦日磯部勘平が提出した「去戌正月より極月迄久留米御入用銀書付」を表示すると、表5のようになる。

この国元における諸経費230貫456匁は、「去戌年中、久留米ニ而御拂方銀」の分であり、そのなかには「御家中・在町へ御借銀并江戸御登セ被成り御銀、御上使御入用銀」などの臨時的なものは除いた銀額であり、「大形毎年此銀高ほと入申付」としている。

3. 飯沼主米の財政策

このような寛文期における恒常的歳入不足は、家臣団の生計をも直撃することとなる。寛文10年(1670)12月8日の記事によると「御家中通泊^(道)ニ付、千貫目銀御借入ニ而被借渡^(貸)、五ヶ年ニ返済之積り」として、次の銀額を記している。

貳百三十貫八百目 上より御取替分五ヶ年分
 四百八十一貫貳百目 在方より出利銀
 七百五十貫目 御家中より出ル
 惣合千四百六十貳貫目ニ而納所、相済申付

さらに延宝3年(1675)卯3月には磯部勘平を通じて提出された「江戸当年中御入用銀」は1596貫100目にもものぼるものであった。

寛文9年(1669)から4回にわたる磯部勘平の前引「存寄書」は、そのような久留米藩財政の状況を前提にはじめて理解できる性格のものであるが、ことに第4回目の藩札発行の建策は赤字補填の財源を求める勘定奉行として止むに止まれぬものであったろう。

しかし管見の限り、磯部勘平の藩札発行の建策がとりあげられた形跡はない。

むしろ従来の検約令の強化策が採用されるこ

ととなる。その中心となったのは飯沼主米であった。寛文7年(1667)久留米藩では代官13人を6人に減員して催促人などが必要な時は大与足輕を充てることにしたが、そのことを飯沼主米へ申し渡していることをみると、すでにこの時財政再建策に関与していたことが知られる。なお同年の奉行申渡しによると飯沼主米は与頭と肩書されていた。寛文9年には藩主より書状を遣わされた26名の1人に入っており、藩財政の再建に奔走していたことがうかがわれる。

寛文11年(1671)5月16日、飯沼主米は馬廻衆76人の人員整理の名付を提出したが、それにより下人給・小遣用61貫190目4分を節約するとしている。その他知行物成渡しや作事の禁止などいろいろと令達するところがあったが、飯沼のもとで磯部勘平も奔走するところがあった。

寛文12年5月飯沼主米は簡略方について馬廻96人、鉄砲頭3人、手廻衆14人、中小姓衆6人の節減を命じ、それと併記して「年々上納銀米」を次のように計出している。

三百八十七貫五百六拾六匁余 上納銀
 七百四拾貫百拾匁余 他借銀
 壹万四百三十貳匁余 米大豆

いくら儉約しても、他借銀の比重が非常に高いことが注意を惹く。

延宝2年(1674)6月の寄会所帳には次のような記事が見える。

江戸表より申来り由、磯部勘平・林七右衛門等申達にハ、於江戸当正月より唯今迄御拂方少も不仕、御銀無御座り由、早々上セり様申来り、当年御留守中御銀積差下り由

高八百六十貫貳百六十匁余盆前後二百八十五貫四百六十目余極月迄四百

八十九貫四
 百貳拾匁余

(不明)
 ○右ニ付□有銀米并当秋御物成を以、来卯十月迄御拂方積り由

合御拂方四千五十三貫四百目余
 内千五百四貫目余 御銀可有御座ハ
 式千五百四十八貫六百目余不足 此分上
 方御才覚
 千三百三拾七貫目余 上方御借銀返済残
 分
 七百六十貫五百八十目余 式千五百四十
 八貫目余之利銀
 三口合四千六百五十貫目余 当暮来春迄之御
 借入高二相成申ハ

恐るべき財政状態であるというほかはない。
 延宝2年(1674)の正月より6月まで藩邸の支
 拂いが全くなされていなしとした上で、盆前後
 の当座の費用285貫目余と年末迄の経費490貫目
 弱を計上して送金を要求している。そして翌年
 10月迄の上方借銀を4650貫目弱と予定している
 のである。磯部らの計算によれば延宝2年に調
 達できる銀額は1504貫目余であり、それは同年
 末に江戸から送られてきた「江戸当年中御入用
 銀」目録の1596貫100目にも及ばない。

延宝3年(1675)には、ついに藩財政の窮乏
 を理由として家臣団の知行高のうち、三分の一
 を献上させるに至った。この上米は三分の一の
 俵物売拂代銀を徴収することにしており、「五歩
 役」の勤番者には1割9歩、「三步役」の者には
 1割5歩の利子を拂うこととなっていた。また
 年末の上納銀や役人苦勞銀の返済を免除すると
 しているが⁽⁸⁾、これらの藩財政再建策は磯部勘
 平の存寄書と共通するところが多い。

この三分一上米令は国元での不評を買ったと
 みられる。翌4年には上米代銀凡985貫(上知高
 15万600石、物成代銀100石に付き639匁6分宛)
 が返済されている。

結局飯沼主米は家老中との不和が直接のきつ
 かけとなって延宝5年8月閉門を命じられ、翌
 6年には久留米藩を追放されている。

しかし事態は、飯沼等の処分によって打開で
 きる性質のものではなかった。

延宝8年(1680)正月の日記には、当時の借
 銀高を次のように記している。

合四千百三十七貫百七十九匁九分
 京・大坂五人分

合七百貫目余 御領中在町御用立分

累積する藩債に、藩財政担当者はなすすべも
 なく、年貢や運上銀の増徴と家臣団からの上米
 に依存するのみであった。

二 藩札の発行

1. 天和札

天和元年(1681)惣裁判吉田市右衛門のもと
 で、はじめて藩札が発行される運びとなった⁽⁹⁾。
 しかしその具体相は一切不明である。「米府年
 表」には「此年銀子札遣初る、吉田市右衛門惣
 裁判被仰付」の記事の直後に「有馬監物銀三十
 貫目、米三百俵、献納之」とあって、あるいは
 銀札遣と関係があるのかもしれないが、今のと
 ころ判然としない。

天和札発行がなされた経済的事情については
 前に述べた通り、藩財政窮乏打開のためと言え
 るであろう。また天和4年(1684)正月江戸勘
 定奉行衆から送られてきた江戸御入用銀過不足
 目録には、次のように記されている。

去亥正月より同十一月迄江戸御屋敷御入用銀并同十二月ハ
 当子四月迄同然

(8) 「米府年表」

(9) 註(8)に同じ。

千八百三十八貫七百貳拾六匁 請

内千八百十六貫七百三十九匁亥正月ノ十一月迄御入用

式十一貫九百八十七匁御蔵在銀

八百八十壹貫七十五匁亥十二月ノ当月四月迄御入用

但、在銀式十一貫九百八十七匁差引外ハハ不足銀八百五十九貫八十八匁ニ而由

藩札発行も含めて種々の財政再建策が講じられたにもかかわらず、相変わらず860貫目弱の不足銀を計上しており、累積藩債を加算するならば、延宝2年(1674)度の財政状況は依然として改善されていないとしてよい。

2. 宝永札

宝永元年(1704)3月久留米藩では在方先納銀を徴収した。銀高にして約400貫目である。これはおそらく正貨兌換準備金に宛てられたのではないかと考えられるが、確証はない。同年7月朔日銀札発行のことが領内に布達され、8月2日幕府へ口上覚書⁽¹⁰⁾が提出された。その内容は次の通りである。

筑後国久留米私領分、近年相続大風・洪水ニ而田畑大分損毛、其上於御地上屋敷・下屋敷度々類焼致候故、段々勝手向差支、難儀仕候、隣国承合候処、筑前松平肥前守、豊前小笠原右近将監金銀札遣候、勝手に宜御座候由、及承申候、第一百姓共相願候、依之七ヶ年程之内私領分も金銀通用札遣仕度奉存候(後略)

久留米藩領における災害は寛永期以来延宝年間迄連年のようにその記事をみるのであり、天和元年(1681)には餓死者を多数出す有様であり、また元禄5年(1692)以降宝永年間迄も毎年のように災害に見舞われていた。さらに江戸藩邸や城下町久留米の火災もたびたびであり、

藩財政上重い負担となっていた。そしてそれにも増して公儀お手伝普請や参勤交代費など幕府によって強制される諸経費が非常に高い。表6でその間の事情を概観しておきたい⁽¹¹⁾。

当該史料は、元禄3年(1690)・同7(1694)年のいずれも10月末乃至11月下旬に作成されたもので、「当午十月ノ来未九月迄、御物成・夏成銀・品々集銀ヲ以、江戸・大坂・久留米御入用銀并御借銀御払方指引凡積」という予算案である。その予算案の内容は例えば元禄7年の場合「御勝手次第御物入相増申外哉、当戌十月ノ来亥九月迄之御積目録仕立見申外所、御不足銀千四百九十六貫目余ニ而御座外、尤来年も新御借銀可被成外へ共、上方新御借銀弥増相成、江戸御入用銀も相重、御返済可被遊様御座有間敷様奉存外、差当来春御参観御入用銀も差支可申様奉存外付、何も寄会、色々詮儀仕外へ共、存寄無御座、右之趣申上外」という頭書に簡潔に表現されているとしてよからう。

まずA米・大豆歳入高をみると、元禄3・7年の両年とも異常に低い数値である。寛文6年(1666)の免相帳に記されている物成高が9万6784石、延宝3年10万8088石余⁽¹²⁾であることを勘案するとき、そこに政治的意図が伏在しているのかもしれない。他に理由があつて予算案に支出項目を出せないまま歳入高を減らして計算したことも十分に考えられよう。

いずれにしても歳入高から、家臣団の給与その他支払われるべき品々の分と京・大坂借銀返

(11) 当該史料を検討したものとしては、中野健「久留米有馬藩正徳期の藩政」(『九州史学』第22・23合併号、1963年)、道永洋子「久留米藩初中期における財政政策(二)」(『九州史学』第62号、1977年)、【久留米市史】第2巻(1982年)などがあげられる。

(12) 「古代日記書抜」。ただし延宝3年については二帳あり、別な数値として7万2133石が記されている。これはおそらく見積高か、歳入の一部を記したのかと推測される。

(10) 註(8)に同じ。

表 6 近世中期久留米藩予算案

| | | 項 目 | 元 禄 3 年 | 元 禄 7 年 | |
|-----------------------|-------------------------|-----------------|-------------|----------------------|-------------|
| A 米・大豆 歳入高 | 御 物 成 (収 入) | 御蔵入本地 | 44,019石720合 | 44,395石030合 | |
| | | 明所方 | 7,309. 900 | 6,677. 330 | |
| | | 本地出目 | 2,941. 660 | 3,022. 960 | |
| | | 開 方 | 2,378. 420 | 5,015. 130 | |
| | | 葭野茅野開方, 畠田出目 | 3,833. 030 | | |
| | | 五分御借米利足 | 2,938. 400 | 2,938. 400 | |
| | | 給知畠田出目 | | 1,959. 090 | |
| | | 御蔵給知共一分通差上物成 | | 2,806. 800 | |
| | | | 計 (米・大豆) | 63,421. 130 | 66,814. 740 |
| | | | 換 算 俵 数 | 192,185俵 | 202,468俵 |
| 支 出 | 品々御払方 (米・大豆) | 京・大坂御借銀御返済分 (米) | 91,080俵 | 92,580俵 | |
| | | | 20,000 | 20,000 | |
| | 残 | 計 | 81,105 | 89,888 | |
| B 銀 歳 入 高 | 残高 (物成米・大豆) 換銀高 | | 872貫700目 | 1045貫650目 | |
| | 銀 収 入 | 夏成銀 | 250. | 250. | |
| | | 薪代銀 | 32. 830 | 32. 830 | |
| | | 俵物印銀 | 10. 180 | 10. 180 | |
| | | 千石夫銀 | 50. | 50. | |
| | | 各奉行衆より納付分 (4口) | 32. 350 | 32. 350 | |
| | | 在町運上銀 | 38. | 38. | |
| | | 給知苦勞銀・家中役銀 (2口) | 57. 800 | 67. 800 | |
| | | 山札銀 | 53. | 20. | |
| | | 四歩銀 | 20. | 10. | |
| 借米・借銀返済分 | 10. | | | | |
| 新上知分 | | 100. | | | |
| 家中上米 | 133. 200 | 75. | | | |
| | | 計 | 1560. 060 | 1731. 810 | |
| C 銀 歳 出 高 | 江戸入用銀 | | 1204貫750目 | 1265貫目 | |
| | 大坂入用銀 | | 46. | 58. 900 | |
| | 参勤交代費 | | 462. | 408. | |
| | 京都・長崎買物代銀 | | 120. | 108. 800 | |
| | 京・大坂借銀返済高 | | 464. 5 | 960. 700 | |
| | 国元作事関係 | | 135. | 85. | |
| | 国元買物代銀 | | 190. | 117. 600 | |
| | 合力銀 | | 59. | 24. | |
| 臨時支出 (道具代銀) | | | 100. | | |
| | | 支 出 小 計 | 2681. 250 | 3228. 000 (3128.) | |
| | | 銀 収 入 小 計 | 1560. 060 | 1731. 810 | |
| | | 差 引 残 高 | -1121. 190 | -1496. 190 | |

備考：但し換算代銀は、元禄3年白米1俵11匁5分、大豆1俵8匁5分、元禄7年は白米1俵12匁、大豆10匁5分。

史料：「御旧制調書」十。

済(2万俵)が差し引かれ、その残高を換銀して、収支を計出しているが、その歳出高で注目されるのは江戸入用銀と参勤交代費、それに京・大坂借銀返済であって、前引頭書の内容を裏付けしている。ここで藩財政担当者に強く意識されていたのは、経常的に銀1000貫目を超す赤字財政であったろう。延宝8年(1680)京・大坂5人よりの借銀4137貫目余、領内在町の借銀700貫目余、計5000貫目に近い累積藩債を抱えていたが、さらに毎年1000貫目前後のものが加算されていく状況に、「存寄無御座」拱手呆然としていたことが考えられる。頭書にも記されている「新御借銀」をなすために一定額の旧借銀返済がなされる必要があった。

宝永札は、そのような藩財政の窮況からの必至の打開策として採用されたものであろう。

宝永札の発行に当たったものは、次の通りである⁽¹³⁾。

札所 亀屋町

札元締 和泉屋伝右衛門・砥屋喜右衛門・
戸板屋次兵衛

奉行 鵜飼才兵衛・互林忠左衛門

札元締の商人について、管見の限りでは知るところが少い。戸板屋次兵衛について僅かに知るところのみである。すなわち戸板屋は久留米通町壱丁目に住居し、4代目次兵衛が「御銀調達御用被仰付、無滞相勤」めた。家譜によると、宝永札のみではなく、享保札の発行にも与ったという⁽¹⁴⁾。

宝永札については、五匁札・二匁札・一匁札・五分札の4種類のもものが発行されたという⁽¹⁵⁾、他に十匁札・三匁札・三分札・一分札を

挙げるものもあり⁽¹⁶⁾、にわかに決しがたいところがある。

ところで、宝永札については、宝永元(1704)年7月「銀札御買料被仰付、米穀留に成、米十五匁・小麦拾匁位」とあり、そのあとに又「久留米領御買料、渡屋六兵衛・木屋仁右衛門・油屋太右衛門・代物屋源兵衛四人に被仰付、筑後・肥後・柳川に掛、十四、五万俵宛買取筈」とも記している⁽¹⁷⁾。

買米制度と藩札の発行を巧妙に組み合わせたものであり、しかもそれを他領に迄及ぼそうとしたのであるが、その具体相は判然としない。

ただ「石原家記」によると、宝永3年正月幕府巡見使に対する「御返答申上覚」として次のように答えるよう指導を加えている。

一、御領内札遣に罷成、在方の為勝手能御座候、惣躰銀遣の時分よりは取遣自由にて御座候、其上米穀其外土地産物出来前に、知札と申候て拝領被仰付候付、百姓勝手に罷成申候

一、銀札引替の義銀を以札に替候得は、歩無札を以銀に替候得は、札より壱歩出申候

一、似せ札御座候得は御吟味被成、似せ札の類は御止被成候

一、三潞郡大石城島札方御買料米御蔵御建被成候義、御家中御売拂並御郡中諸上納銀代米御買御詰被成候付、津出仕候得は遠方の百姓不勝手に御座候付、川辺御蔵御建被成義船にて積廻申候に付、殊の外百姓勝手能御座候、尤右御蔵入竹木諸品殿様より、人夫の義は百姓手前より相勤申候

(15) 註2 作道論文。『増訂日本古紙幣類鑑』(荒木豊三郎、思文閣、1972年刊)は、前掲4種類の他に一分札をあげている。

(16) 『藩札図録』南海道・西海道部4。

(17) 註(13)に同じ。

(13) 『石原家記』

(14) 『久留米藩旧家由緒書』(久留米郷土研究会、昭和50年刊)。註11道永論文参照。

すなわち、久留米藩内の産物を収獲する前に「知札」で前払いして、百姓の生活をくつろがせること、銀札引替は「歩無札」をもっておこなうので、1割の利得になることなどのメリットを挙げた上で、「札方御買料」の米蔵を川辺に建てて積み廻しの便宜をはかるとしている。材料は藩より支給し、労働力は百姓より徴収するとは、藩庁にとって虫のよい話であるが、前引の筑後・肥後・柳川の諸地域にわたって広汎に買米をする構想は、ある程度真面目に考えられたものかもしれない。勿論巡見使に対する「御返答申上覚」は、模範解答集である以上、それが実行されたかどうかははっきりしないが、しかしながらそこに買米制度と藩札とを組み合わせた藩財政担当者の政策志向の片鱗はうかがえるとしてよからう。「銀札御買料」を命じられた4人の商人のうち渡屋六兵衛については、田中家滅亡のあと浪人となって、洗切船着の所へ居住したが、その後島原の乱の際の功勞によって別当職を命ぜられ、正保2年(1645)洗切居住者を瀬下町へ移住させた際には率先して町屋の建設に取り組んだと、その由緒書に記されている。木屋仁右衛門も木屋(石原家)類縁の者かと推測されるが、同じく瀬下町商人の1人であろう。瀬下町は、榎津とともに河川交通の要衝であり、その川船輸送の力を買われて藩命を下されたものと考えられる。

しかしながら藩役人のこのような必死の努力にもかかわらず、宝永3年(1706)8月上旬の銀札相場は1:1.2であった。筑前札が1:2であったのにくらべれば、この時点ではまだ信用が高かったと言わなければならない。隣藩柳川藩の場合、宝永元年(1704)7月発行された銀札は翌年通用停止されたが、宝永4年再度発行された銀札も同年7月には通用停止となるな

ど、その改廃は目まぐるしいものがあった⁽¹⁸⁾。

諸藩の藩札通用にひとつの打撃を与えたのは、宝永4年(1707)10月の幕法⁽¹⁹⁾である。第1項において軍役備蓄金として退蔵されがちであった古金銀を新金銀と引替えることを命じているが、それは改鑄差益に狙いがあったのであり、新銀貨の流通のためには藩札通用を停止せざるを得なかったのである。藩札廃止までの猶予期間を50日間としているが、そのことは諸藩に大きな混乱を生ぜしめるものであった。

久留米藩の場合、銀紙兌換の準備がなされていなかったことが実態のようであり、幕法が布達されると「○同16日^(11月)久留米領銀札大騒動、綿三百五十目、米百目に成、売人無、質物は半分、銀は銀札にて受候様に被仰付候得共、兎哉角申、殊外騒動、十二月朔日綿七十六匁に成」と一時パニック状態に陥ったことが知られる。同年12月家老連署で布達された覚書⁽²⁰⁾によると、次のようにその苦衷を述べている。

一、御勝手方近年打続御物入多甚御差支之上、今般札遣相止、札銀就御引替、弥以御差支必至と可被成様も無之候、依之益御儉約被差詰、尚更於上方御借銀御才覚被仰付候、右御返済之術無之付て、来子暮より丑暮迄兩年、御家中知行物成之内、久留米地居之面々は三步通、江戸定居之輩は二步通、御当地ニ妻子召置、為勤番江戸へ相越候面々は壹歩五厘通可被召上候

幕府の藩札停止令によって銀紙兌換が必要となり、その兌換準備金の捻出のために上方借銀をしたことが知られる。そしてその返済を家臣団の上米によって賄おうというものである。こ

(18) 「柳河年表」(『福岡県史資料』第5輯)。

(19) 『御触書寛保集成』1780号文書。

(20) 「御書出之類一上」(『藩法集11 久留米藩』創文社、1973年刊)。

のような措置によって12月には事態は鎮静化に向ったのであろう。綿値段が350目より76匁へ安定化してきている。

三 近世中期の藩札発行

1. 享保期の幕政と享保札

享保15年(1730)6月幕府は宝永4年(1707)の札遣禁止令の一部を解除して藩札の通用を許可したが、この幕法は近世金融史上ひとつの画期をなすものであった⁽²¹⁾。

その内容は藩札の発行を許可制にすること、領内通用に限定すること、通用年限を定めること(20万石以上の藩は25年、それ以下は15年)、藩札発行高の制限などから成る。この幕府の政策変更によって、久留米藩では同年9月早速享保札を発行した。

時は丁度第6代藩主則維が享保14年(1729)7月隠居を願い出て、第7代藩主として頼種が家督を継いだ翌年であった。才6代藩主則維は正徳元年(1711)以降藩政改革を断行し、ことに春法実施のあと春免制を採用して田畑春免御定帳・田畑畝改帳などを作成するなどの一連の税制改革をおこなった。

しかしその改革が抜本的におこなわれようとするほど、幕藩制社会の基本的な問題に逢着せざるを得なかった。たとえば所付帳の作成や納物の納付など封建制の外被をまといながらも地方知行の廃止の方向が打ち出されて、結局は給知平均免の採用に落ち着いている。さらに度重なる耕地掌握の調査を進めながらも、結果として寄生地主を容認せざるを得なかった。それらの封建制に撞着を来す政策は、年貢増徴

策に全て焦点をしばったものであり、事実正徳4年(1714)には全年貢量は44万6400俵にも達している。その高水準の年貢量はすくなくとも享保15年以降江戸時代を通じて二度と達成されることはなかった。このような増徴策のもとで、久留米藩では享保期に入っただび重なる災害も加わり、農村は疲弊する一方であり、享保13年には夏物成について三分の一上納、三分の二作徳の改正を布達して百姓一揆を惹起し、その鎮静化のために従来の十分の一上納に政策を戻さざるを得ない状況であった⁽²²⁾。さらに則維から頼種への藩主交代による臨時支出などによって、藩財政はますます窮乏をきわめてくる。そのような状態のときに幕府の藩札発行容認の政策転換は、久留米藩にとっても渡りに舟であったろう。

享保15年(1730)久留米藩の財政は底をついていた感がある。

戌5月次のように布達⁽²³⁾がなされている。

御勝手方近来ニ至、至極御差支、於上方御銀才覚も不相調、江戸御当地共御用不相弁、段々御物入之品有之い得共、其御手当も無之御様子い、弥以必至と御差支、御取続於不相見む、御家中上米・上銀等被仰付け外有之間敷い、御家中之面々近来打続御免相悪敷、唯今ニ至勝手向難儀至極之様子い得共、此節御勝手方之御差支甚御太切之儀ニ付、不被得已右之通被仰付け儀も可有之い、尤其段迫而可被仰出い、為覚悟申渡置い、已上

戌五月十日

このとき同時に書付3通が申し渡されているが、いずれも儉約を具体的に命じたものであっ

(21) 『図録日本の貨幣』5(東洋経済新報社、1974年刊)。

(22) 「米府年表」、『久留米市史』第2巻。

(23) 「御法令類集三 從享保至寛政」(久留米市立図書館蔵)、註(20)に同じ。

た。

同年8月には家臣団に対して、高に付き2歩通り（80石以下は1歩7厘通り）の上銀・上米を命じているが、9月26日銀札発行のことを次のように令達している。

石野衛守、内蔵助宅え招呼申聞候は、御勝手向御差支付て、御領中銀札遣被仰付、其方事右惣裁判被仰付候、尤差添役兩人被仰付候間、可得其意候、委細惣奉行中へ可申談候、公儀御届未相済候二付、御内意申渡候由申聞之、北川佐兵衛、端山茂右衛門、右兩人石野衛守へ差添役被仰付候

九月廿六日

藩札発行の惣裁判役を命じられた石野衛守資弘は、宝永元年（1704）奏者番を勤め、同5年10月500石の跡目を相続して後江戸惣奉行となり、正徳3年（1713）200石を加増、江戸御留守居役に任じられ、享保9年（1724）寺社奉行となっている。また差添役の1人端山茂右衛門は、享保6年500石の跡目を継ぎ、同10年には先手物頭に任じられているが、享保19年病死した⁽²⁴⁾。このように石野衛守惣奉行のもとで差添役2名が付けられて、同年11月藩札流通が令達⁽²⁵⁾された。

御領内十一月廿一日より札遣被仰付候間、同日より金銀を以札ニ可引替之候、但当分ハ金銀札相交之、可令通用候、此段御家中在町え可申渡候、尚又札引替歩相当之儀ハ惣奉行中石野衛守方より可申触候

戌十一月

これによると、11月21日から石野惣奉行の指示のもと藩札の発行がなされたが、ただし当分の間は金銀貨と藩札の混用を認めており、その

ことが享保札を「よわり札」とよばせしめた理由かもしれない。

ところで「石原家記」の記すところは、藩法の記すところと相当に異なっている。

まず札奉行として斉藤長太夫・瓦林忠左衛門を挙げている。斉藤長太夫は享保14年（1729）3月300石の家督を継ぎ大広間御取次を勤め翌15年「御初入之節御供、同廿一辰正月御銀奉行」と記されており、瓦林忠左衛門については宝永4年（1707）大小姓、享保16年御先手物頭とあるが⁽²⁶⁾、にわかにはいずれとも決しがたい。

札所は久留米長町2丁目米屋儀右衛門（但し戸板屋右兵衛屋敷）、札元は丹波屋弥七・井筒屋武右衛門・戸板屋次兵衛と「石原家記」は記している。

ほかに札拵所として伊藤貞軫^(幹カ)（300石25人扶持、享保15年変死断絶）跡屋敷を宛て、札勘定所は久米善左衛門跡屋敷となっている。また判木彫師として草野小平次・溝尻九平二・北野佐左衛門・荊津伝七・瀬下藤十らが登用された。

享保札の発行については、石野衛守のほか吉田求馬・山村典膳・稲次縫殿・吉田助兵衛ら惣奉行連署の定書が布達された⁽²⁷⁾。

その内容は11月21日より当分金銀を交えて藩札を流通させるが、藩札専一流通については後日通達すること（第1条）、二分以上のやりとりは錢遣いでなく藩札を使用すること（第2条）、錢1匁は80文とすること（第3条）、他領の者への藩札使用強制（第4条）、銀と藩札との交換比率は100：101とすること（第5条）、藩札を銀へ兌換する比率は102：100とすること（第6条）、諸上納・米大豆雜穀代銀の藩札使用強制（第8

(26) 註(24)巻之九・二十一。

(27) 『石原家記』下。以下特に断わらない限り同一史料による。なお惣奉行の人名比定については「有馬様御屋鋪 要集録」（三井文庫蔵）参照。

(24) 「御家中略系譜」巻之三（篠山神社蔵）。

(25) 註(20)に同じ。

条)、犬札や判包札、判銀、損札、落札(第9～14条)などについて規定している。

この定書をみる限り、享保札は藩財政窮乏の打開策として採用されたものと考えられる。同年11月在町に先納銀上納を命じているが、その内訳をみると、1人7貫100目宛の10人、1貫500目宛の45人、800目宛の47人、300目宛の96人、計213人、249貫900目である。おそらくこれらの先納銀は享保札の兌換準備銀に充当されたものであろう。

享保札発行の掛り役人については、翌享保16年(1731)若干の移動がみられた。石野衛守が寺社奉行へ転出したあと、山村典膳・稲次縫殿・吉田助兵衛・渡辺主殿の4人が札方掛役となっている。他方、同年5月・8月・9月・10月と4回にわたって、瀬下町町人木屋小右衛門・小郡屋長右衛門より口上覚書が提出された。それは家業として質屋を営んでいるが、瀬下町の場合肥前領に近い肥前の質物が多いことから生じた問題である。願書によると、「今般御銀札通用被仰付、此間迄は銀銭札押交、通用被仰付候付、差支の品も無御座商売仕候処、銀札一通り被仰付候付、肥前もの以前の通質物持参不仕様子に相見へ、迷惑至極に奉存候」というものであった。

享保15年の銀札通用「定書」でも第1カ条で「札一式の通用の義は追て可被仰出候事」とあって、当分の間金銀札混用の通用を認めていたものであるが、前引の口上覚書によれば、おそらくとも享保16年5月までの間に藩札専一流通のことが達せられたのであろう。その政策の転換によって「去冬より当春迄銀銭札取交通用被仰付候時分、銭にて取、質札にも銭にて受申旨に申定候処に、只今銀札持参仕申候間、右約束の義申聞候得は、御国は札一式御通用にては無

之哉、是非銭にて受候様存候は、其段証文差出候様杯と公事申す事態が生じたのである。質物を置いて借用する時は銭貨であったが、返済する時分になって久留米藩では藩札専一流通が令達されているとして藩札で借用分を返済し質物を取り返そうとしたのである。久留米藩としても止むを得ず質屋の出願通り肥前質に関しては「銭取遣御赦免」と10月10日付けで特例を認めざるを得なかったが、しかしその他の銭取遣については堅く禁止している。

この藩札専一流通令によって、久留米藩の商品流通は相当攪乱されたものと考えられる。享保17年3月ともなると「銀札頃日不替騒動致し、隣国米拾匁、当地式拾目、綿隣国百目、当地式百目」と物価が近隣諸藩と比べて2倍となったという。

久留米藩の惣奉行は、騒然となってきた世情を鎮静化するため、享保17年3月11日6カ条の書付を發布した。

まず上方・隣国と比較して久留米藩の物価を商人が引き上げていること、藩札で米を買入れようとしたとき町や村で不埒な噂が流れたこと、藩主の不在時に藩札引替希望の者が札所に殺到したこと、藩の規定以上の歩払いをもって金銀銭に藩札を兌換するものがあることなどを戒め、不法行為を厳しく取り締ると警告している。

しかしながらとうとう3月14日には銀札の兌換をはじめざるを得ず、その後段々諸物価も下ったという。

さらに4月3日には壱分札を発行して、以後銭遣いについては一分以上は藩札を使用するように命じた。この壱分札は享保18年3月銀札通用改革が行われるまで使用されたものと考えられる。このように小額藩札の発行も含めて、いろいろな流通統制が試みられたが、藩財政の好

転の兆しはなく、相変わらず急場凌ぎの御用金上納が命じられ、享保17年4月10日町在の者から計337貫目が徴収されている。その場合御用金上納を断わった柳屋又八は追放処分をうけるといふ強権的な取り立が行われた。

ところで享保17年には、西国一帯が未曾有の大飢饉に襲われた年である。

9月に入ると、「新古米壹俵銀札百式拾目、銀にては廿二、三匁」という状況に陥り、家臣団の知行米も全て藩に収公し、男1日米5合、女1日4合宛、その他造用銀として銀札30目宛を支給したが、「銀札は拾匁は壹匁に当る故、殊外難義」と記録されている。

10月には年貢上納に対して、町方から在方へ銀札を脇替える者がいるとのことで、その取り締りを厳達しているが、餓死者の増加とともに久留米藩は大混乱に陥ったと言える。

享保18年(1733)3月久留米藩家老中の協議の結果を惣奉行山村典膳は、次のように申し渡している⁽²⁸⁾。まず札座に川崎三五左衛門・田中市郎兵衛・塚本作左衛門3人を命じることにして、従来の壹分札を廃止、代わりに壹分五厘札を発行すること、銀紙兌換については銀100目につき札113匁として、その兌換率は旧来の壹分札にも適用すること、銀紙兌換の日時、旅人支払い、上納銀とも一切藩札使用のこと、新札・古札の引換え所について、落札届け出のこと、江戸・京・大坂在番の者をはじめ家臣団の旅役御宛行銀、大里路人馬賃銀等を正銀に兌換する場合は1割3歩の歩札を加算すること、領内の商人が商品を大坂へ移出するときは大坂淡路町1丁目の久留米会所へ届け出て指示をうけること、

同様に赤間関への移出の場合は南部町久留米会所鳥羽屋仁右衛門方へ、長崎への移出の場合は同じく南部町久留米会所河崎九郎左衛門所へ届け出て指示を仰ぐこととしている。

この享保18年における銀札通用改革は、領外移出商品に対しても藩札使用を強制し、それを通じて流通統制をはかろうとしたことで画期的なものであると言える。札座の商人の性格について管見の限り多くを知ることはできないが、そのうちの一人河崎三五左衛門については一カ月ほどのちに「銀札方不宜、国退被仰付」と国外追放処分となっている。河崎はもともと筑後国広川増永村出身のもので、出国して「八幡士に成候由、千石程の様子にて」長崎から来住したと経緯が記されている。したがって享保18年3月の銀札通用改革で新しく任命された札座は領外商人かと考えられるが、ここで注目されるのは領外移出商品に対しても藩札使用を強制し、久留米藩権力の流通統制を強めたことであろう。

当初、久留米藩々札の発行は、窮乏化する藩財政の補填を狙ってなされた性格が強いが、享保期末年に至って、国産品流通統制と結合された形での藩札流通へ漸次変質していくと考えられる。

久留米藩は、享保20年(1735)11月16日、次のように藩札使用を停止した⁽²⁹⁾。

一、御領分銀札通用之儀、去ル戌年御願被仰上通用之処、銀札通用被相止候、右之段公儀御届之儀宜相済様、今日江府へ監物被申渡候

この銀札通用停止によって、どのような事態が生じたのか、今のところ全く不明である。

ただ享保20年10月の時点で米切手が流通して

(28) 「米府年表」は「(享保18年)三月御領中銀札通用相止」としているが、壹分札の廃止をとり違えたのかと推測される。

(29) 「御書出之類四」(『藩法集11 久留米藩』)。

いたことは注目してよい。『石原家記』に次のように記録されている。

一、米切手買の義は右同前に相心得、例年の替り米高多一度に切手差出申間敷候事

前カ条では江戸・大坂の米値段がよろしいからといってにわかには沢山米を積み廻してはいけなと規制したあとで、当該カ条では米切手を一度に多く出して米との交換を求めることをも禁じているのである。勿論これは幕法であるが、その写を筑後屋清左衛門がわざわざ久留米瀬下町の木屋へ送付していることに注目しておこう。

小 括

近世初期における藩財政と関連して、天和札・宝永札・享保札の発行についての事例を検討してきたが、それらはいずれも深刻な赤字財政の補填策としての性格を指摘できよう。作道洋太郎も指摘するように久留米藩の藩札は「藩財政との深い関係」を有しており、それ故に藩札のもつ信用性(兌換性)は、藩政担当者にとっても可能な限り優先的に確保されなければならなかった。おびただしい先納銀や御用銀の賦課は、その兌換準備金であったと考えられる。それが十分に確保できなくなると、藩札の専一的流通の強制は不可能となる。享保札が正貨と藩札の混合流通を認めざるを得ず、1年ほど期間において専一的流通形態へ転換したが、その政策は結果的に久留米藩の商品流通を攪乱し、諸物価の高騰をもたらしたのである。その後の小額藩札の発行にもかかわらず、事態は好転せず、また領外移出商品に対する藩札使用の強制

も効果をもちえないまま、享保20年末藩札使用を停止することとなる。

このように享保札以前の藩札流通は、藩財政の状況をそのままに反映している。それは藩札そのものの形態からもうかがわれるところであって、享保札が発行所を「久留米札所」として藩庁の一部局を充てているのに対し、享保期以降は、たとえば宝暦札のように「札会所」の裏書人として商人の名前が連署されることとなる。藩札の流通の裏書をなすものが、藩権力から商人や産物会所へ転換したところに、享保期を画期とする藩札流通の違いを認められよう。そのことは享保札を前後して、高額藩札のみならず小額藩札が発行されるようになったこと、銀札のみならず銭札や小額米札が発行されるようになったことと通底している。すなわち天和札から享保札に至るまでの藩札発行と、宝暦札以降のそれとの差異が顕著となるのであり、天和・宝永札の前期的形態に比較して、享保札は宝暦札以降の後期的形態への移行過程としてとらえることもできよう。ここで前期的形態とするのは、藩札の高額性、発行主体などに刻印されている藩財政の直接性であり、後期的形態とするのは、藩札の小額化と多様化を通じて商人による商品流通の統制という間接性である。後者は殖産興業的性格をもたせた国産会所仕法とセットにされたものであって、そこに藩財政の強権的性格をみるか、あるいはその弱体化をみるか個別事例を検討していく必要があり、それは後日を期したい。

(あとがき)

本稿は「日本銀行金融研究所」研究費による成果の一部である。記して謝意を表する。